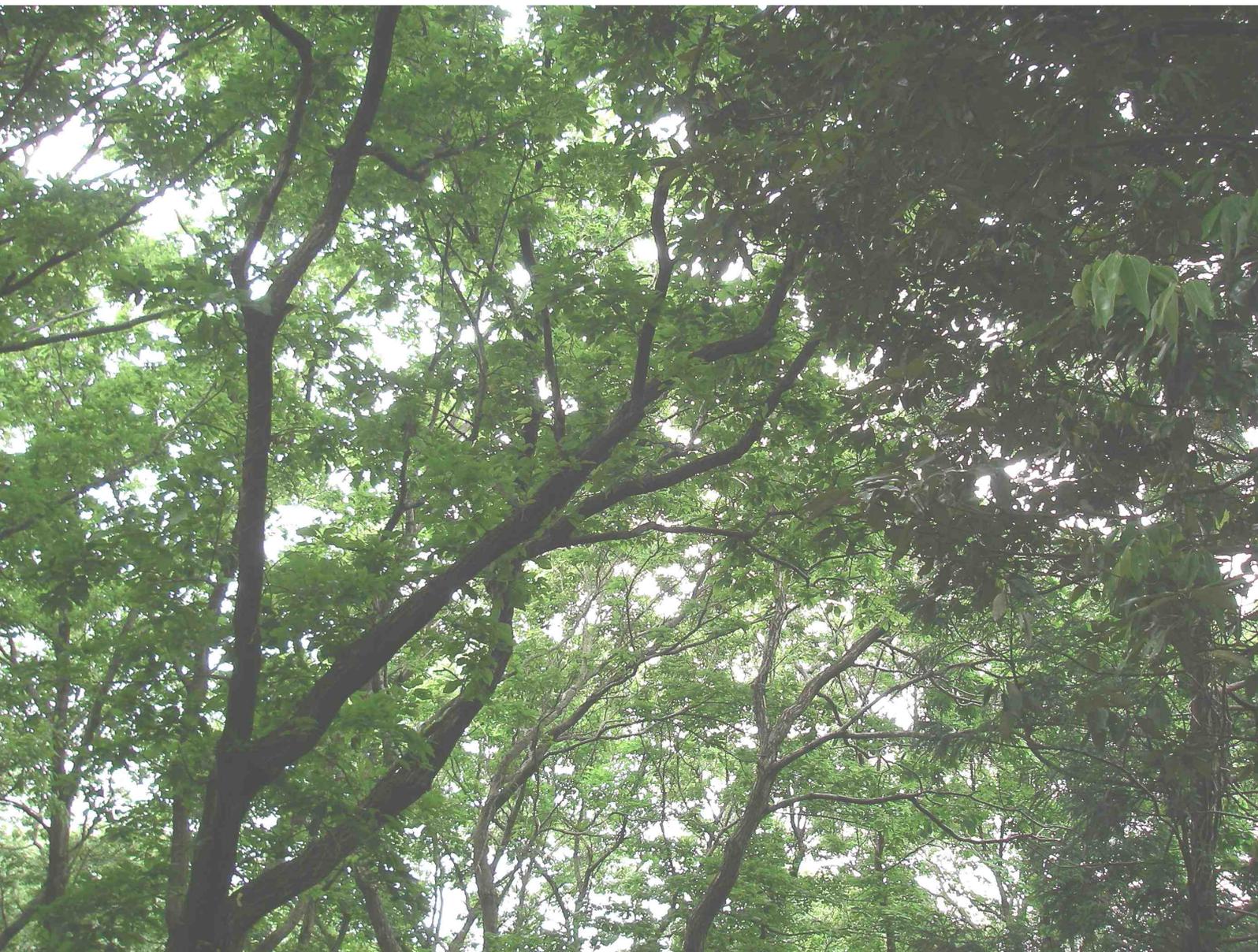


椎の森自然環境保全緑地 整備基本計画



平成 19 年 3 月

袖ヶ浦市環境経済部環境保全課

目次

第 1 章	計画の前提	1
第 1 節	椎の森自然環境保全緑地の概況	1
第 2 節	椎の森自然環境保全緑地の環境アセスメントにおける位置づけ	3
第 3 節	袖ヶ浦市における椎の森自然環境保全緑地の現在の位置づけ	4
第 2 章	計画条件の整理	5
第 1 節	関連計画	7
第 1 項	袖ヶ浦市総合計画後期長期計画	7
第 2 項	袖ヶ浦市第 2 期実施計画（2004 -2006 年）	7
第 3 項	袖ヶ浦市都市マスタープラン	7
第 4 項	袖ヶ浦市環境基本計画	7
第 5 項	都市計画	8
第 6 項	袖ヶ浦市緑の基本計画	10
第 7 項	県みどりの基本構想	12
第 8 項	千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例	12
第 9 項	袖ヶ浦市水と緑のさとの設置及び管理に関する条例	13
第 2 節	当該地区の特性	14
第 1 項	地形と生物の概観	14
第 2 項	植物	15
第 3 項	動物	18
第 4 項	地質と湧水の概観	19
第 3 章	椎の森自然環境保全緑地の位置づけと方向性	21
第 1 節	市域における位置づけ	21
第 2 節	市民への方向付け	23
第 4 章	椎の森自然環境保全緑地整備基本計画の考え方	24
第 1 節	計画の目的と基本理念	24
第 2 節	各種意見の聴取	24
第 1 項	聞き取り調査における意見	24
第 2 項	市政に関する市民意識調査の結果	25
第 3 節	区域内の整備基本方針	26
第 4 節	椎の森自然環境保全緑地整備に当たっての基本方針	26
第 1 項	環境影響評価書における目的と方針	26
第 2 項	袖ヶ浦市における政策的位置づけ	26
第 3 項	整備・管理の主体と運営体制	27
第 4 項	各論	28
第 5 章	基本計画の策定	37

第1章 計画の前提

第1節 椎の森自然環境保全緑地の概況

椎の森工業団地は袖ヶ浦市の市街地から東北東約 5km に位置し、内陸工業用地造成事業により本地域に造成された。本造成事業は、千葉県「ちば新時代5か年計画」において、整備を進める工業団地として位置付けられ、良好な自然と調和した工業団地を整備し、内陸工業の振興、地域の雇用の促進を図り、地域経済の発展に寄与することを目的としている。事業工程は、平成13年に造成工事が着工され、平成17年6月末に第1期分の工事が終了し供用が開始されたが、この内陸工業団地の造成に先だって環境影響評価が実施されており、平成12年3月に環境影響評価書が提出された。本業務における基本計画策定は、この評価書の中で自然環境保全緑地として位置づけられた土地を対象とするものである。

本自然環境保全緑地は、長さ約 1,000m、幅約 200mの東西に長い地形で、椎の森工業団地の北側に設定されている。その面積は同工業団地の全用地 93.7ha の 22.4%にあたる 20.9ha で、内訳は残置森林 11.9ha、造成森林 1.7ha、開放水面 0.2ha、低地部（放棄水田など）2.9ha、調整池 4.0ha などとなっている。ここには、注目すべき植物としてタコノアシアやエビネ、キンランなど、注目すべき動物としてカヤネズミ、コチドリ、トウキョウサンショウウオ、ホトケドジョウなどが見られ、動植物の生息・生育環境として重要である。また、造成工事に伴う土地の改変により、注目すべき植物の生育環境が失われることから、環境保全対策として対象種の移植が行われ、本地域が移植先として選定されている。

本自然環境保全緑地の 56.9%を占める残置森林は、かつてはこの地の自然植生とされるスダジイ等を中心とした照葉樹が優占し、地域の名称の由来にもなったが、現在はコナラなどの落葉広葉樹による雑木林が連続して分布し、所々にスギ植林がまとまって分布している。シイ・カシ等の照葉樹林は台地上や谷津斜面にモザイク状に混在しているが、比較的古木が多く、個体数が少ない割に植被度は大きいために目立つ存在となっている。また、低地の湿地にはヤナギやハンノキの群落が見られる。低地部は浜宿川の源流となる谷津の一つで、かつては水田耕作が行われていたが、現在は放棄水田となってヨシが密生し、一部にはショウブの群落が見られる。低地部から斜面林の林縁にかけてアズマネザサが密生している箇所があり、市民ボランティアによって定期的にその一部が刈り取られているが、本箇所の大部分は足を踏み入れるのが困難な状態である。一方、湧水由来の細流がところどころに小さい水溜りを造り、ニホンアカガエルやトウキョウサンショウウオの産卵場が形成されており、付近ではそれらの幼生やホトケドジョウなどが確認されている。

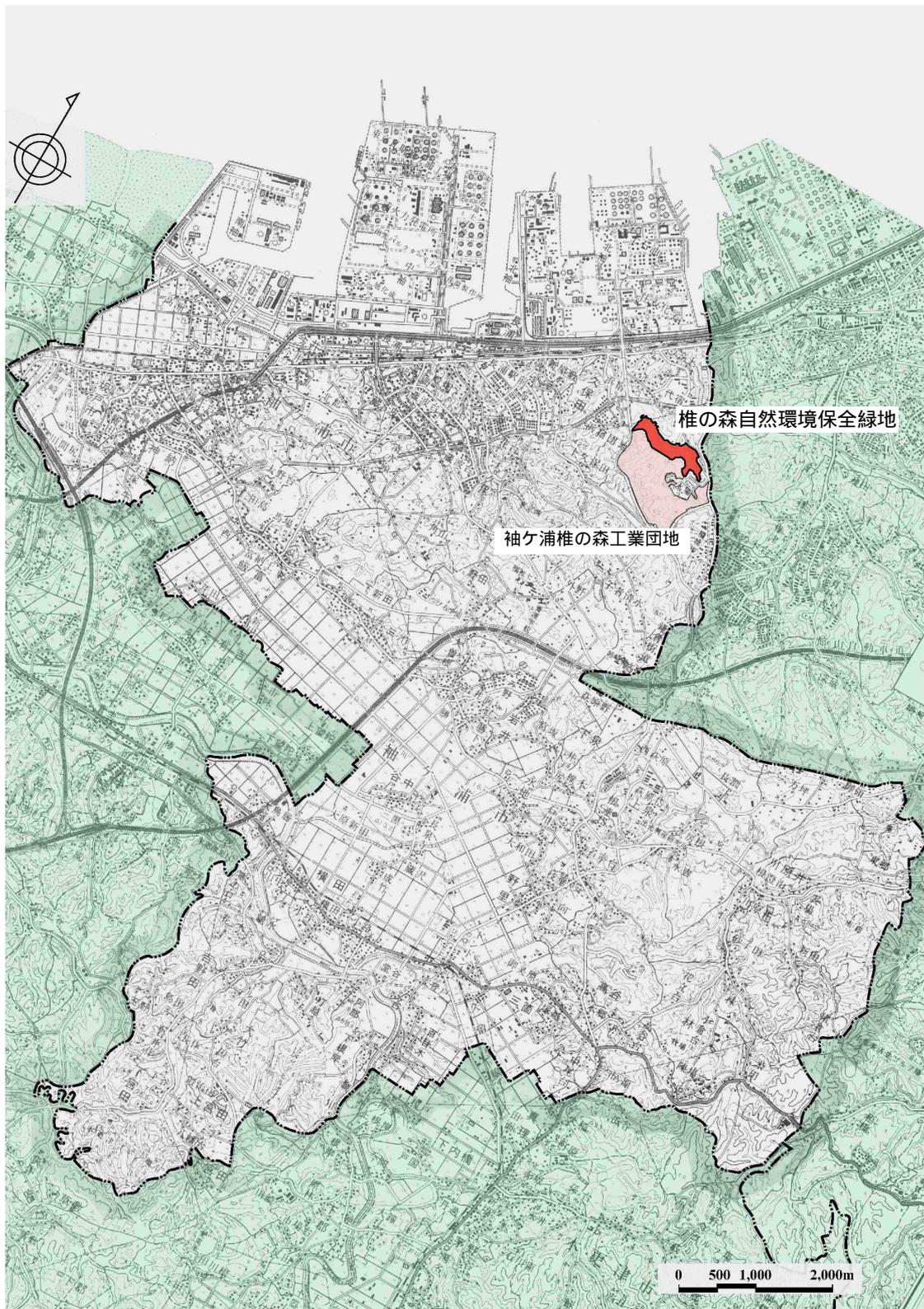


図 1-1 位置図

第2節 椎の森自然環境保全緑地の環境アセスメントにおける位置づけ

本自然環境保全緑地は「内陸工業用地造成事業（袖ヶ浦椎の森工業団地）に係る環境影響評価書 千葉県企業庁 平成12年3月」において、公園や緑地と同等の公共用地における「自然環境保全緑地」として位置づけられた20.9haの面積をもつ土地である。

この環境影響評価書において、自然環境保全緑地は以下のように位置づけられた。

目的：多様な生物の生息・生育環境を保全・創出する区域として確保する。

基本方針：極力現状保存とするほか、水辺環境を創出（整備）する。造成森林への植栽は郷土種を主体とする。

なお、樹林、低地部の定期的な管理により多様な生物の生息・生育の場を維持する。

整備方針：自然環境保全緑地内の残地森林について、基本的には現況保存（二次林等の環境を維持する）とする。

谷津については、上流部から流れ出る湧水や表流水を活用・確保し、常に自然的な流れ・よどみ、池等の水辺環境が形成されるように整備する。

調整池についても、自然環境保全緑地内の施設として常時水を確保するとともに、変化のある水際線の整備を行う。

なお、この自然環境保全緑地を「公共緑地」として位置づけ、袖ヶ浦市に管理を移管することが明示されている。

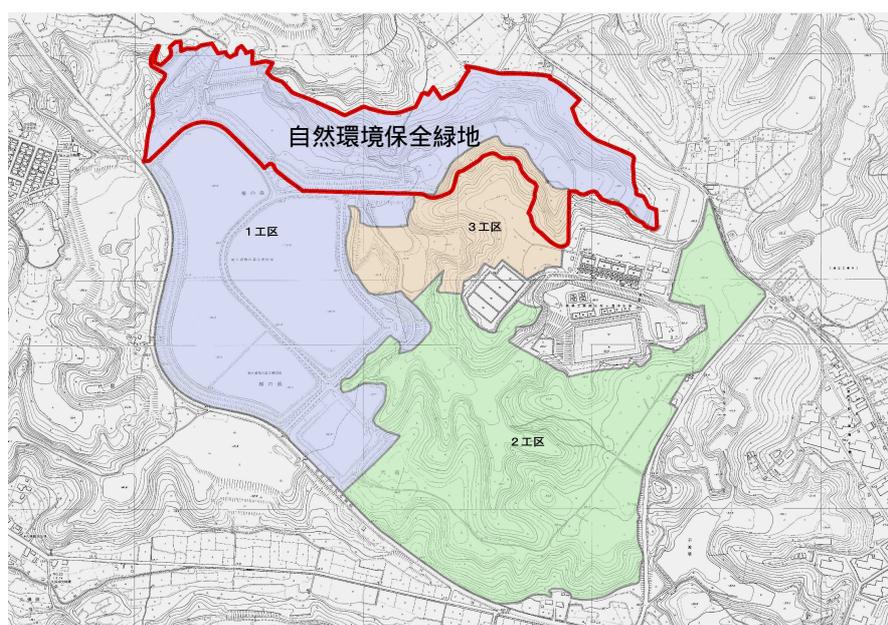


図 1-2 袖ヶ浦椎の森工業団地と自然環境保全緑地

第3節 袖ヶ浦市における椎の森自然環境保全緑地の現在の位置づけ

本市では、平成 15 年 3 月に策定した「袖ヶ浦市環境基本計画」において、第 1 章「袖ヶ浦市が目指す環境（環境保全に関する長期的目標）」を踏まえ、第 2 章「目標実現に向けた取り組み（施策と各主体の取組）」の（3）取組方針、1 - 1「今ある自然環境をできるだけ残す」中に「中・長期に検討する施策」として「ボランティアを利用した里山の保全、整備の検討」を明示した。

平成 16 年 3 月、本市は「袖ヶ浦市第 2 期実施計画（平成 16 年度～平成 18 年度）」第 1 章「安全で快適な潤いのある環境都市を目指して」の「計画事業」において、「水と緑の里整備事業」をとりあげ「椎の森工業団地内の自然環境保全緑地を活用し、自然との触れ合いや観察などの体験ができる場として整備します。」と明示し、平成 19 年度から始まる「袖ヶ浦市第 3 期実施計画（平成 19 年度～平成 21 年度）」においても、椎の森自然環境保全緑地を同様に位置づけしている。